

# 環境省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成27年12月14日

環境省訓令23号

## (目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、環境省職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙

さだ りゆういじこう りゆうい  
に定める留意事項に留意するものとする。

なお、べっしちゆう のぞ きさい ないよう  
別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合  
であつても、ほう はん はんたん  
法に反すると判断されることはないが、しょうがいしゃきほんほう しょうわ  
障害者基本法（昭和45  
ねんほうりつだい ごう きほんてき りねん およ ほう もくてき ふ  
年法律第 84 号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組む  
ことがのぞ 望まれることをいみ 意味する（じ じょう においておなじ。）。

#### ごうりてきはいりよ ていきよう (合理的配慮の提供)

だい じょう しょくいん ほうだい じょうだい ごう きてい じ むまた じぎょう おこな  
第 3 条 職員は、法第 7 条第 2 項の規定のとおり、その事務又は事業を行 う  
にあたり、しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう むね い し  
に当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の  
ひようめい ばあい じっし ともな ふたん かじゆう  
表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、  
しょうがいしゃ けんりりえき しんがい どうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれい  
障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢  
およ しょうがい じょうたい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう  
及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ  
ごうりてき はいりよ い か ごうりてきはいりよ ていきよう  
合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

これにあたり、しょくいん べっし さだ りゆういじこう りゆうい  
職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

#### かんとくしゃ せきむ (監督者の責務)

だい じょう しょくいん かちょうそうとうしょくいじょう ち い もの い か かんとくしゃ  
第 4 条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」とい  
う。）は、ぜん じょう にかか じこう かんし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
前 2 条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進  
するため、つぎ かくごう にかか じこう じっし  
次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

いち にかいじょう しつむ つう しどうとう しょうがい りゆう さべつ かいしょう  
一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に  
かん かんたく しょくいん ちゅうい かんき しょうがい りゆう さべつ かいしょう  
関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に  
かん にんしき ふか  
関する認識を深めさせること。

に しょうがいしゃとう ふとう さべつてきとりあつか ぐうりてきはいりよ ふていきょう たい そうだん  
二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、  
くじょう もう でとう ばあい じんそく じょうきょう かくにん  
苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

さん ぐうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんたく しょくいん たい ぐうりてき  
三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的  
はいりよ ていきょう てきせつ おこな しどう  
配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 かんたくしゃ しょうがい りゆう さべつ かん もんだい しょう ばあい じんそく  
監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速か  
てきせつ たいしょ  
つ適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶなど  
(懲戒処分等)

だい じょう しょくいん しょうがいしゃ たい ふとう さべつてきとりあつか また かじゅう ふたん  
第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担  
かか ぐうりてきはいりよ ふていきょう ばあい たいようとう  
がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、  
しょくむじょう ぎ む いはん また しょくむ おこた ばあいとう がいとう ちょうかいしょぶんとう  
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に  
ふ  
付されることがある。

そうだんたいせい せいび  
(相談体制の整備)

だい じょう かんきょうしょう しょくいん しょうがい りゆう さべつ かん  
第6条 環境省に、その職員による障害を理由とする差別に関する  
しょうがいしゃおよ かぞく た かんけいしゃ そうだんとう てきかく たいおう つぎ  
障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次

かか そうだんまどぐち お  
に掲げるの相談窓口を置く。

いち だいじんかんぼうひしょかちょうさかん  
一 大臣官房秘書課調査官

に だいじんかんぼうひしょかちょうほさ しょくいんたんとう  
二 大臣官房秘書課課長補佐（職員担当）

さん ちほうかんきょうじむしょそうむかちょうまた しょむかちょう  
三 地方環境事務所総務課長又は庶務課長

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

ほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケー

ションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するも  
のとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、大臣官房秘書課に集約し、

相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談

など  
等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

けんしゅう けいはつ  
(研修・啓発)

だい じょう かんきょうしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん ほか  
第7条 環境省において、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、

しょくいん たい ひつよう けんしゅう けいはつ おこな  
職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に

かん きほんてき じこう りかい あら かんとくしゃ  
関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となっ

た職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割

について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

- 3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

#### 附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 別紙

かんきょうしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおう  
環境省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応

ようりょう かか りゆういじこう  
要領に係る留意事項

### 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス  
かくしゅきかい ていきょう きよひ また ていきょう あ ばしょ じかんたい せいげん  
スや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限  
する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、  
しょうがいしゃ けんりえき しんがい きんし  
障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

しょうがいしゃ じじじょう びやうどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ  
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の

そち ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ  
措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない  
もの くら ゆうぐう とりあつか せっきょくてきかいぜん そち ほう きてい  
者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された  
しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか  
障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い  
や、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ  
しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん ふとう さべつてきとりあつか  
障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには  
あ  
当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題と

なる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

## 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。環境省においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び環境省の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

## 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の

事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、か

つ、<sup>きんこう</sup> 均衡を失した又は<sup>また</sup> <sup>かど</sup> 過度の<sup>ふたん</sup> 負担を課さないもの」と<sup>ていぎ</sup> 定義されている。

<sup>ほう</sup> 法は、<sup>けんりじょうやく</sup> 権利条約における<sup>ごうりてきはりよ</sup> 合理的配慮の<sup>ていぎ</sup> 定義を踏まえ、<sup>ぎょうせいきかんとう</sup> 行政機関等に対し、  
<sup>じむまた</sup> その事務又は<sup>じぎょう</sup> 事業を行うに<sup>おこな</sup> 当たり、<sup>あ</sup> <sup>ここ</sup> 個々の<sup>ばめん</sup> 場面において、<sup>しょうがいしゃ</sup> 障害者から<sup>げん</sup> 現に  
<sup>しゃかいてきしょうへき</sup> 社会的障壁の<sup>じょきよ</sup> 除去を<sup>ひつよう</sup> 必要としている<sup>むね</sup> 旨の<sup>いし</sup> 意思の<sup>ひょうめい</sup> 表明があつた<sup>ばあい</sup> 場合において、  
<sup>じっし</sup> その実施に伴う<sup>ともな</sup> 負担が<sup>ふたん</sup> 過重でないときは、<sup>しょうがいしゃ</sup> 障害者の<sup>けんりりえき</sup> 権利利益を<sup>しんがい</sup> 侵害すること  
とならないよう、<sup>しゃかいてきしょうへき</sup> 社会的障壁の<sup>じょきよ</sup> 除去の<sup>じっし</sup> 実施について、<sup>ごうりてきはりよ</sup> 合理的配慮を行う<sup>おこな</sup> こと  
を<sup>もと</sup> 求めている。<sup>ごうりてきはりよ</sup> 合理的配慮は、<sup>しょうがいしゃ</sup> 障害者が<sup>う</sup> 受ける<sup>せいげん</sup> 制限は、<sup>しょうがい</sup> 障害のみに<sup>きいん</sup> 起因する  
ものではなく、<sup>しゃかい</sup> 社会における<sup>さまざま</sup> 様々な<sup>しょうへき</sup> 障壁と<sup>そうたい</sup> 相対することによって<sup>しょう</sup> 生ずるもの  
とのいわゆる「<sup>しゃかい</sup> 社会モデル」の<sup>かんが</sup> 考え方を<sup>かた</sup> 踏まえた<sup>ふ</sup> ものであり、<sup>しょうがいしゃ</sup> 障害者の<sup>けんり</sup> 権利  
<sup>りえき</sup> 利益を<sup>しんがい</sup> 侵害することとならないよう、<sup>しょうがいしゃ</sup> 障害者が<sup>ここ</sup> 個々の<sup>ばめん</sup> 場面において<sup>ひつよう</sup> 必要とし  
ている<sup>しゃかいてきしょうへき</sup> 社会的障壁を<sup>じょきよ</sup> 除去するための<sup>ひつよう</sup> 必要かつ<sup>ごうりてき</sup> 合理的な<sup>とりくみ</sup> 取組であり、<sup>じっし</sup> その実施  
に伴う<sup>ともな</sup> 負担が<sup>ふたん</sup> 過重でないものである。

<sup>ごうりてきはりよ</sup> 合理的配慮は、<sup>かんきょうしょう</sup> 環境省の<sup>じむまた</sup> 事務又は<sup>じぎょう</sup> 事業の<sup>もくてき</sup> 目的・<sup>ないよう</sup> 内容・<sup>きのう</sup> 機能に<sup>て</sup> 照らし、<sup>ひつよう</sup> 必要  
とされる<sup>はんい</sup> 範囲で<sup>ほんらい</sup> 本来の<sup>ぎょうむ</sup> 業務に<sup>ふずい</sup> 付随するものに<sup>かぎ</sup> 限られること、<sup>しょうがいしゃ</sup> 障害者でない者  
との<sup>ひかく</sup> 比較において<sup>どうとう</sup> 同等の<sup>きかい</sup> 機会の<sup>ていきよう</sup> 提供を受けるための<sup>う</sup> ものであること、<sup>じむまた</sup> 事務又  
は<sup>じぎょう</sup> 事業の<sup>もくてき</sup> 目的・<sup>ないよう</sup> 内容・<sup>きのう</sup> 機能の本質的な<sup>ほんしつてき</sup> 変更には<sup>へんこう</sup> 及ばないこと<sup>およ</sup> に<sup>りゅうい</sup> 留意する<sup>ひつよう</sup> 必要が  
ある。

2 <sup>ごうりてきはりよ</sup> 合理的配慮は、<sup>しょうがい</sup> 障害の<sup>とくせい</sup> 特性や<sup>しゃかいてきしょうへき</sup> 社会的障壁の<sup>じょきよ</sup> 除去が<sup>もと</sup> 求められる<sup>ぐたいてき</sup> 具体的<sup>ばめん</sup> 場面

や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が

現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法

について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替

措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ

合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の

内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との

関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮のとは別に、後述す

る環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化

につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に

関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、

点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚によ

る意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段

（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達

障害を含む。)等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、

支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐

して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人

等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該

障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、

法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案する

ために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物の

バリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の

環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別

に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況

により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化

することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、

提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 環境省がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託

等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることに

より障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領

踏<sup>ふ</sup>ま<sup>ま</sup>え<sup>え</sup>た<sup>た</sup>合<sup>ご</sup>理<sup>う</sup>的<sup>り</sup>配<sup>て</sup>慮<sup>い</sup>の<sup>り</sup>提<sup>て</sup>供<sup>い</sup>に<sup>き</sup>つ<sup>き</sup>て<sup>き</sup>盛<sup>も</sup>り<sup>こ</sup>込<sup>こ</sup>む<sup>む</sup>よ<sup>よ</sup>う<sup>う</sup>努<sup>つと</sup>め<sup>め</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>が<sup>が</sup>望<sup>のぞ</sup>ま<sup>ま</sup>しい。

## 第5 過<sup>か</sup>重<sup>じゆう</sup>な<sup>な</sup>負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>の<sup>の</sup>基<sup>き</sup>本<sup>ほん</sup>的<sup>てき</sup>な<sup>な</sup>考<sup>か</sup>え<sup>え</sup>方<sup>かた</sup>

過<sup>か</sup>重<sup>じゆう</sup>な<sup>な</sup>負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>に<sup>に</sup>つ<sup>つ</sup>いて<sup>い</sup>は、<sup>ぐ</sup>た<sup>た</sup>い<sup>い</sup>て<sup>て</sup>き<sup>き</sup>の<sup>の</sup>具<sup>く</sup>体<sup>たい</sup>的<sup>てき</sup>な<sup>な</sup>検<sup>けん</sup>討<sup>とう</sup>を<sup>を</sup>せ<sup>せ</sup>ず<sup>ず</sup>に<sup>に</sup>過<sup>か</sup>重<sup>じゆう</sup>な<sup>な</sup>負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>を<sup>を</sup>拡<sup>かく</sup>大<sup>だい</sup>解<sup>かい</sup>釈<sup>しゃく</sup>する<sup>す</sup>な<sup>な</sup>ど<sup>ど</sup>して<sup>して</sup>法<sup>ほう</sup>の<sup>の</sup>趣<sup>しゆ</sup>旨<sup>し</sup>を<sup>を</sup>損<sup>そ</sup>な<sup>な</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>なく、<sup>こ</sup>べ<sup>べ</sup>つ<sup>つ</sup>の<sup>の</sup>事<sup>じ</sup>案<sup>あん</sup>ご<sup>ご</sup>と<sup>と</sup>に、<sup>い</sup>か<sup>か</sup>の<sup>の</sup>要<sup>よう</sup>素<sup>そ</sup>等<sup>とう</sup>を<sup>を</sup>考<sup>こう</sup>慮<sup>りょ</sup>し、<sup>ぐ</sup>た<sup>た</sup>い<sup>い</sup>て<sup>て</sup>き<sup>き</sup>ば<sup>ば</sup>め<sup>めん</sup>ん<sup>ん</sup>の<sup>の</sup>具<sup>く</sup>体<sup>たい</sup>的<sup>てき</sup>な<sup>な</sup>場<sup>じやう</sup>面<sup>めん</sup>や<sup>や</sup>状<sup>じやう</sup>況<sup>きやう</sup>に<sup>に</sup>応<sup>おう</sup>じ<sup>じ</sup>て<sup>て</sup>総<sup>そう</sup>合<sup>ごう</sup>的<sup>てき</sup>・<sup>き</sup>客<sup>きゃく</sup>観<sup>かん</sup>的<sup>てき</sup>に<sup>に</sup>判<sup>はん</sup>断<sup>だん</sup>する<sup>す</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>が<sup>が</sup>必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>で<sup>で</sup>あ<sup>あ</sup>る。

職<sup>しよく</sup>員<sup>いん</sup>は、<sup>か</sup>じ<sup>じ</sup>ゆう<sup>ゆう</sup>な<sup>な</sup>負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>に<sup>に</sup>当<sup>あ</sup>た<sup>た</sup>る<sup>る</sup>と<sup>と</sup>判<sup>はん</sup>断<sup>だん</sup>し<sup>し</sup>た<sup>た</sup>場<sup>ば</sup>あ<sup>い</sup>は、<sup>し</sup>よ<sup>し</sup>う<sup>う</sup>が<sup>が</sup>い<sup>い</sup>し<sup>し</sup>や<sup>や</sup>に<sup>に</sup>そ<sup>そ</sup>の<sup>の</sup>理<sup>り</sup>由<sup>ゆう</sup>を<sup>を</sup>説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>と<sup>と</sup>し、<sup>り</sup>か<sup>か</sup>い<sup>い</sup>を<sup>を</sup>得<sup>え</sup>る<sup>る</sup>よ<sup>よ</sup>う<sup>う</sup>努<sup>つと</sup>め<sup>め</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>が<sup>が</sup>望<sup>のぞ</sup>ま<sup>ま</sup>しい。

○ 事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>又<sup>また</sup>は<sup>は</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎやう</sup>へ<sup>へ</sup>の<sup>の</sup>影<sup>えい</sup>響<sup>きやう</sup>の<sup>の</sup>程<sup>てい</sup>度<sup>ど</sup> (事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>又<sup>また</sup>は<sup>は</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎやう</sup>の<sup>の</sup>目<sup>もく</sup>的<sup>てき</sup>、<sup>ない</sup>よ<sup>う</sup>の<sup>の</sup>機<sup>き</sup>能<sup>のう</sup>を<sup>を</sup>損<sup>そ</sup>な<sup>な</sup>う<sup>う</sup>か<sup>か</sup>否<sup>いな</sup>か)

○ 実<sup>じつ</sup>現<sup>げん</sup>可<sup>か</sup>能<sup>のう</sup>性<sup>せい</sup>の<sup>の</sup>程<sup>てい</sup>度<sup>ど</sup> (物<sup>ぶ</sup>理<sup>り</sup>的<sup>てき</sup>・<sup>ぎ</sup>技<sup>ぎ</sup>術<sup>じゆつ</sup>的<sup>てき</sup>制<sup>せい</sup>約<sup>やく</sup>、<sup>じん</sup>人<sup>てき</sup>的<sup>たい</sup>・<sup>たい</sup>体<sup>たい</sup>制<sup>せい</sup>上<sup>じやう</sup>の<sup>の</sup>制<sup>せい</sup>約<sup>やく</sup>)

○ 費<sup>ひ</sup>用<sup>よう</sup>負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>の<sup>の</sup>程<sup>てい</sup>度<sup>ど</sup>

## 第6 合<sup>ご</sup>理<sup>う</sup>的<sup>り</sup>配<sup>て</sup>慮<sup>い</sup>の<sup>の</sup>具<sup>く</sup>体<sup>たい</sup>例<sup>れい</sup>

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されて

いる<sup>ぐたいれい</sup>具体例<sup>かぎ</sup>だけに限られるものではないことに<sup>りゅうい</sup>留意<sup>ひつよう</sup>する必要がある。

(合理的<sup>ごうりてきはりよ</sup>配慮<sup>あ</sup>に当たり<sup>う</sup>得る<sup>ぶつりてきかんきょう</sup>物理的<sup>はいりよ</sup>環境<sup>ぐたいれい</sup>への配慮<sup>ぐたいれい</sup>の具体例)

- 段差<sup>だんさ</sup>がある<sup>ばあい</sup>場合に、車椅子<sup>くるまいすりようしゃ</sup>利用者<sup>あ</sup>にキャスター<sup>とう</sup>上げ<sup>ほじよ</sup>等の補助<sup>けいたい</sup>をする、携帯<sup>けいたい</sup>スロープ<sup>わた</sup>を渡す<sup>わた</sup>などする。
- 配架棚<sup>はいかだな</sup>の<sup>たか</sup>高い<sup>ところ</sup>所に<sup>お</sup>置かれた<sup>お</sup>パンフレット<sup>ぱんぷれっと</sup>等<sup>とう</sup>を取<sup>と</sup>って<sup>わた</sup>渡す<sup>わた</sup>。パンフレット<sup>ぱんぷれっと</sup>等<sup>とう</sup>の<sup>い</sup>位置<sup>ち</sup>を<sup>わ</sup>分<sup>わ</sup>かり<sup>つた</sup>やすく<sup>つた</sup>伝える<sup>つた</sup>。
- 目的<sup>もくてき</sup>の<sup>ばしょ</sup>場所<sup>あんない</sup>までの<sup>さい</sup>案内<sup>しょうがいしゃ</sup>の際<sup>ほこうそくど</sup>に、障害者<sup>あ</sup>の<sup>そくど</sup>歩行<sup>そくど</sup>速度<sup>あ</sup>に<sup>そくど</sup>合<sup>あ</sup>わせた<sup>そくど</sup>速度<sup>そくど</sup>で<sup>あ</sup>る<sup>あ</sup>歩<sup>あ</sup>いたり、<sup>ぜんご</sup>前後<sup>さゆう</sup>・<sup>きより</sup>左右<sup>い</sup>・<sup>いちど</sup>距離<sup>い</sup>の<sup>い</sup>位置<sup>い</sup>取<sup>い</sup>り<sup>い</sup>につ<sup>い</sup>いて、<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者<sup>きぼう</sup>の<sup>き</sup>希望<sup>き</sup>を<sup>き</sup>聞<sup>き</sup>いたり<sup>き</sup>する<sup>き</sup>。
- 障害<sup>しょうがい</sup>の<sup>とくせい</sup>特性<sup>とくせい</sup>により、<sup>ひんぱん</sup>頻<sup>りせき</sup>繁<sup>ひつよう</sup>に<sup>ばあい</sup>離<sup>かいじょう</sup>席<sup>ざせき</sup>の<sup>い</sup>必要<sup>い</sup>がある<sup>い</sup>場合<sup>い</sup>に、<sup>ち</sup>会<sup>ち</sup>場<sup>ち</sup>の<sup>ち</sup>座<sup>ち</sup>席<sup>ち</sup>位<sup>ち</sup>置<sup>ち</sup>を<sup>ち</sup>と<sup>ち</sup>び<sup>ち</sup>ら<sup>ち</sup>ふ<sup>ち</sup>き<sup>ち</sup>ん<sup>ち</sup>に<sup>ち</sup>する<sup>ち</sup>。
- 疲労<sup>ひろう</sup>を<sup>かん</sup>感<sup>かん</sup>じ<sup>かん</sup>やすい<sup>かん</sup>障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>から<sup>べっしつ</sup>別<sup>べっしつ</sup>室<sup>きゅうけい</sup>での<sup>もう</sup>休<sup>もう</sup>憩<sup>で</sup>の<sup>さい</sup>申<sup>さい</sup>出<sup>べっしつ</sup>があ<sup>べっしつ</sup>った<sup>べっしつ</sup>際<sup>べっしつ</sup>、<sup>さい</sup>別<sup>さい</sup>室<sup>べっしつ</sup>の<sup>かくほ</sup>確<sup>こんなん</sup>保<sup>こんなん</sup>が<sup>こんなん</sup>困<sup>こんなん</sup>難<sup>こんなん</sup>であ<sup>こんなん</sup>った<sup>こんなん</sup>こと<sup>こんなん</sup>から、<sup>とうがいしょうがいしゃ</sup>当<sup>じじょう</sup>該<sup>せつめい</sup>障<sup>たいおうまどぐち</sup>害<sup>ちか</sup>者<sup>ちか</sup>に<sup>ちか</sup>事<sup>ちか</sup>情<sup>ちか</sup>を<sup>ちか</sup>説<sup>ちか</sup>明<sup>ちか</sup>し、<sup>ちか</sup>対<sup>ちか</sup>応<sup>ちか</sup>窓<sup>ちか</sup>口<sup>ちか</sup>の<sup>ちか</sup>近<sup>ちか</sup>く<sup>ちか</sup>に<sup>ちか</sup>長<sup>なが</sup>椅<sup>いす</sup>子<sup>いどう</sup>を<sup>いどう</sup>移<sup>りんじ</sup>動<sup>きゅうけい</sup>さ<sup>きゅうけい</sup>せて<sup>きゅうけい</sup>臨<sup>きゅうけい</sup>時<sup>きゅうけい</sup>の<sup>きゅうけい</sup>休<sup>きゅうけい</sup>憩<sup>きゅうけい</sup>ス<sup>きゅうけい</sup>ペ<sup>きゅうけい</sup>ー<sup>きゅうけい</sup>ス<sup>きゅうけい</sup>を<sup>きゅうけい</sup>設<sup>きゅうけい</sup>け<sup>きゅうけい</sup>る<sup>きゅうけい</sup>。
- 不<sup>ふ</sup>随<sup>い</sup>意<sup>い</sup>運<sup>い</sup>動<sup>い</sup>等<sup>い</sup>により<sup>い</sup>書<sup>い</sup>類<sup>い</sup>等<sup>い</sup>を<sup>い</sup>押<sup>い</sup>さ<sup>い</sup>え<sup>い</sup>る<sup>い</sup>こと<sup>い</sup>が<sup>い</sup>難<sup>い</sup>しい<sup>い</sup>障<sup>い</sup>害<sup>い</sup>者<sup>い</sup>に<sup>い</sup>対<sup>い</sup>し、<sup>い</sup>職<sup>い</sup>員<sup>い</sup>が<sup>い</sup>書<sup>い</sup>類<sup>い</sup>を<sup>い</sup>押<sup>い</sup>さ<sup>い</sup>え<sup>い</sup>たり、<sup>い</sup>バ<sup>い</sup>イ<sup>い</sup>ン<sup>い</sup>ダ<sup>い</sup>ー<sup>い</sup>等<sup>い</sup>の<sup>い</sup>固<sup>い</sup>定<sup>い</sup>器<sup>い</sup>具<sup>い</sup>を<sup>い</sup>提<sup>い</sup>供<sup>い</sup>し<sup>い</sup>たり<sup>い</sup>す<sup>い</sup>る<sup>い</sup>。
- 災<sup>さい</sup>害<sup>い</sup>や<sup>い</sup>事<sup>い</sup>故<sup>い</sup>が<sup>い</sup>発<sup>い</sup>生<sup>い</sup>した<sup>い</sup>際<sup>い</sup>、<sup>い</sup>館<sup>い</sup>内<sup>い</sup>放<sup>い</sup>送<sup>い</sup>で<sup>い</sup>避<sup>い</sup>難<sup>い</sup>情<sup>い</sup>報<sup>い</sup>等<sup>い</sup>の<sup>い</sup>緊<sup>い</sup>急<sup>い</sup>情<sup>い</sup>報<sup>い</sup>を<sup>い</sup>聞<sup>い</sup>く<sup>い</sup>こと<sup>い</sup>が<sup>い</sup>難<sup>い</sup>しい<sup>い</sup>聴<sup>い</sup>覚<sup>い</sup>障<sup>い</sup>害<sup>い</sup>者<sup>い</sup>に<sup>い</sup>対<sup>い</sup>し、<sup>い</sup>電<sup>い</sup>光<sup>い</sup>掲<sup>い</sup>示<sup>い</sup>板<sup>い</sup>、<sup>い</sup>手<sup>い</sup>書<sup>い</sup>き<sup>い</sup>の<sup>い</sup>ボ<sup>い</sup>ー<sup>い</sup>ド<sup>い</sup>等<sup>い</sup>を<sup>い</sup>用<sup>い</sup>い<sup>い</sup>て、<sup>い</sup>分<sup>い</sup>わ<sup>い</sup>け<sup>い</sup>る<sup>い</sup>。

かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるように電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記す

るなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 環境省の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用区画に変更する。

- 入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。